

地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程（抜粋）

（入札保証金の免除）

第7条 契約責任者は、契約の締結に当たり競争入札の方法によろうとする場合において、入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

一 保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券が提出されたとき

二 第3条又は第4条に規定する資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、その者

（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に

規定する特定事業を実施する場合にあっては、落札者が設立する株式会社）が契約を締結しないこととなる

おそれがないと認められるとき

三 指名競争入札又はせり売りに付する場合において、契約責任者が必要ないと認めたとき

2 前項第二号の規定による入札保証金の納付の免除は、おおむね次の要件を満たす場合とする。

一 法人及び山梨県が過去に実施した入札において、落札後契約を確実に締結していること

二 法人及び山梨県と過去に締結した契約において、契約を誠実に履行していること

三 社会的及び経済的信用、技術並びに能力を有していること

（契約保証金の納付）

第25条 会計規程第43条第1項に規定する契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 第6条第2項の規定は、契約保証金の納付について準用する。

3 第1項に規定する契約保証金は、契約締結の際納付させなければならない。

（契約保証金の免除）

第26条 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

一 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき

二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第二号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき

三 第3条、第4条第2項、同条第3項又は第16条に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に法人、国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき

四 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第169条の7第2項の規定により、延納を認めた場合において、確実な担保を徴したとき

五 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき

六 契約金額が50万円以下であり、かつ、契約人が契約を確実に履行するものと認められるとき

七 指名競争入札、せり売り又は随意契約の方法により契約を締結する場合において、契約責任者が必要ないと認めたとき